

日 時 平成19年9月21日(金) 午前10時 開 議

出席議員 (16人)

1番 工藤和子	2番 大久保朝泰
3番 大溝雅昭	4番 工藤俊広
5番 工藤禎子	6番 村上啓二
7番 北山一衛	8番 佐々木 隆
9番 後藤秀憲	10番 山田 鉦一
11番 鳴海泰三	12番 中田博文
13番 斎藤直文	14番 工藤賢治
15番 福土幸雄	16番 村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 鳴海広道	副 市 長 玉田 芙佐男
総務部長 村上豊継	企画財政部長 柿崎 武光
民生部長 工藤 誠	福祉部長 山田 良一
農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 三浦 貢	建設部長 佐々木 武市
上下水道部長 盛 恵之介	黒石病院 事務局 長 木立 正博
総務課長 佐山 孝司	秘書課長兼 行財政改革推進室長 鳴海 勝文
財政課長 成田 耕作	国保医療課長 福土 勝彦
生活環境課長 境 裕康	福祉総務課長 清水 弘美
農林課長兼 バイオ技術センター次長 工藤 秀雄	管理課長 成田 幸蔵
監査委員 廣瀬 左喜男	教育委員会 委員長 篠村 正雄
教育長 横山 重三	教育部長 工藤 忠
選挙管理委員会 委員長 佐藤 明	農業委員会会長 木村 兼作

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成19年第3回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成19年9月21日(金) 午前10時 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 報告第 1 5 号 黒石市国民保護計画の作成について
- 第 3 議案第 7 1 号 平成 1 8 年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第 7 2 号 平成 1 8 年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第 7 3 号 平成 1 8 年度黒石市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第 7 4 号 平成 1 8 年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第 7 5 号 平成 1 8 年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 7 6 号 平成 1 8 年度黒石市西十和田ユース・ホステル特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 7 7 号 平成 1 8 年度黒石市観光施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 0 議案第 7 8 号 平成 1 8 年度黒石市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 議案第 7 9 号 平成 1 8 年度黒石市温泉供給事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 議案第 8 0 号 平成 1 8 年度黒石市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 議案第 8 1 号 平成 1 8 年度黒石市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 議案第 8 2 号 平成 1 8 年度黒石市中川財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 議案第 8 3 号 平成 1 8 年度黒石市上十川財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 議案第 8 4 号 平成 1 8 年度黒石市追子野木財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 議案第 8 5 号 平成 1 8 年度黒石市温湯財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 議案第 8 6 号 平成 1 8 年度黒石市袋財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 議案第 8 7 号 平成 1 8 年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計決算認定について
- 第 2 0 議案第 8 8 号 平成 1 8 年度黒石市水道事業会計決算認定について
- 第 2 1 議案第 8 9 号 平成 1 8 年度黒石市下水道事業会計決算認定について
- 第 2 2 議案第 9 0 号 黒石市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 3 議案第 9 1 号 黒石市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 4 議案第 9 2 号 黒石市職員の分限に関する条例制定について

- 第25 議案第93号 黒石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議案第94号 青森県中弘南黒地方視聴覚教育協議会の廃止について
- 第27 議案第95号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第28 議案第96号 平成19年度黒石市一般会計補正予算(第3号)
- 第29 議案第97号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第30 議案第98号 平成19年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第31 議案第99号 平成19年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第32 議案第100号 平成19年度黒石市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第33 議案第101号 平成19年度黒石市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第34 議案第102号 平成19年度黒石市簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 第35 議案第103号 平成19年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第36 議案第104号 平成19年度黒石市土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 第37 議案第105号 平成19年度黒石市上十川財産区会計補正予算(第1号)
- 第38 議案第106号 平成19年度黒石市追子野木財産区会計補正予算(第1号)
- 第39 議案第107号 黒石地区清掃施設組合理約の一部変更について

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 斎藤 光雄
次 長 長谷川 直伸
議事係 長 太田 誠
議事係 主査 山谷 成人

会議の顛末

午前10時02分 開議

議長(斎藤直文) ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

議長(斎藤直文) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番大溝雅昭議員、14番工藤賢治議員を指名いたします。

議長(斎藤直文) 日程第2 報告第15号 黒石市国民保護計画の作成についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。5番。

5番(工藤禎子) 黒石市の国民保護法によって、訓練の計画とかっていうのは県も含めてあるものなのかどうか、お知らせ願いたいと思います。

また、県からね、何か計画・実行をやるようにというような指導みたいなものがあるのかわか、お聞きいたします。

議長(斎藤直文) 総務部長。

総務部長(村上豊継) 訓練の計画でございますが、現在のところは特にありませんが、県の指導を仰ぎながら、やらなければならないものはやるということになってございます。以上でございます。

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

以上で、報告第15号 黒石市国民保護計画の作成についてを終わります。

議長(斎藤直文) 日程第3 議案第71号 平成18年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第21 議案第89号 平成18年度黒石市下水道事業会計決算認定についてまで、合わせて19件を一括議題といたします。

本案については、決算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付しておきましたので、御報告いたします。

これより、議案第71号から議案第89号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第71号 平成18年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番(工藤禎子) 国が進めた税制改革で住民税が大幅に上がり、定率減税の半減などで市民も増税になり、65歳以上の高齢者の皆さんも延べ4,600人に、4,200万円の増税となりました。さらにことしは、定率減税の廃止で、この2年間で多くの市民が影響を受けています。所得が変わらないけれども控除分が減っていますから、それに連動する国保税も上がり、そのため介護保険料も階層区分が上がり、値上げとなっています。ですから、税の滞納者もふえ、保育料の滞納や生活保護、児童扶養手当を受給する人がふえています。

そして三位一体改革で、国が地方自治体のやりくりを苦しめています。そのため人件費削減、経費削減や住民負担、補助金の廃止・縮小などで閉塞感が市民全体に広がっています。ごみの有料化や文化会館、公民館の休館も、展望も希望もない守りの路線です。「自治体が生き延びるだけなら守りでもよいが、生き残るためには攻めの取り組みが必要」と、島根大学の名誉教授も言っています。

9月17日の東奥日報をちょっと見たんですけれども、この方、横浜の大学院でですね、青森の方なんです。東洋経済っていう雑誌ありますね、その編集長もなさっている方なんですけれども、非常に的を射てると思って、自治体にも共有することだなあというふうに思いました。要するに、安倍内閣のこの1年間をこういうふうに言ってるんです。「国民に向かい合わない政治は国民に否定されるということである。向かい合う政治とは何を実現したいのか、その理念や政策を持ち、それを国民に説明し、その実現に力強いリーダーシップを発揮すること。さらに、国民の視線を意識し行動し、合意を形成する。これが重要である。そのために努力を行うことである」というふうに述べているわけなんですけれども。

どうもですね、率直に市民に話せば混乱をする。あるいは、收拾がつかなくなる。だから、まず議会で採択してから、市民から理解してもらおうという姿勢を感ずるわけです。つまり、こんなときだからこそ市民と向き合って話し合いをしながら、市民とともに進む政治がとりわけ必要になっている。市民に財政事情を話し、理解と協力を惜しまない。あるいは、改善・充実させるということはしていく。これが私は欠けているというふうに、全くというわけじゃないけれども、欠けている部分だなあというふうに思っています。市民が主人公の政治を進めるための市長はコーディネーターである。市役所の上にきちんと市民がいるという位置づけ、役所のあり方を再構築すべきだと思います。

あとは予算時のときに討論を述べていますので、内容等はそれと同じものであります。この際、国保の決算、介護保険決算も予算時の討論と同じ内容ですので、あえて討論はしませんので、割愛させていただくことを申しつけ加えます。以上です。

議長（斎藤直文） 7番。

7番（北山一衛） 私は、議案第71号 平成18年度黒石市一般会計決算認定に賛成するものであります。

平成18年度の当初予算は、市税、地方交付税収入の減少や、国・県補助金の削減等により、極めて厳しい歳入環境となりました。歳出においては退職者の不補充、職員給与カットの継続、事務事業評価の実施、伝承工芸館・こけし館などの指定管理者制度の導入、また山形支所の廃止等の行財政改革を実施したにもかかわらず、各特別会計の繰出金の増や多額の公債費が重くのしかかり、2年連続で財源不足が生じ、極めて厳しい状況となりました。しかし、暖冬によ

る除雪経費の減などにより、単年度の収支で黒字となり赤字額が減少したわけであります。

要するに、今年度18年度は単年度で黒字になりました。その成果はやはり黒石市職員を初め、皆さんが努力して単年度で黒字になったわけであります。この成果を認めるべきであると思はいます。

そしてまた、先ほど反対討論にありましたけれども、国は国、やはり国の制度には市の行政は逆らえないわけであります。ですから、やはり黒石市としてどうやっていくのかということ、18年度の決算におきましては、黒石市は黒字を出したという成果があります。ですから、私はこの会計に対して賛成するものであります。以上であります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議長（斎藤直文） 議場が暑いので、上着を脱ぐことを許可いたします。

議案第72号 平成18年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議長（斎藤直文） 議案第73号 平成18年度黒石市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第74号 平成18年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計歳入歳出決算認定についてまで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、議案第73号から議案第74号まで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第73号から議案第74号まで、合わせて2件に対する委員長報告は認定であります。質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

議案第73号から議案第74号まで、合わせて2件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号 平成18年度黒石市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第74号 平成18年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計歳入歳出決算認定についてまで合わせて2件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

議長（斎藤直文） 議案第75号 平成18年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(斎藤直文) 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議長(斎藤直文) 議案第76号 平成18年度黒石市西十和田ユース・ホステル特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第89号 平成18年度黒石市下水道事業会計決算認定についてまで、合わせて14件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、議案第76号から議案第89号まで、合わせて14件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第76号から議案第89号まで、合わせて14件に対する委員長報告は認定であります。質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

議案第76号から議案第89号まで、合わせて14件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号 平成18年度黒石市西十和田ユース・ホステル特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第89号 平成18年度黒石市下水道事業会計決算認定についてまで合わせて14件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

議長(斎藤直文) 日程第22 議案第90号 黒石市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第23 議案第91号 黒石市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第24 議案第92号 黒石市職員の分限に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第25 議案第93号 黒石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。民生部長。

民生部長（工藤誠） 議案第93号 黒石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

提案の理由ですが、家庭ごみの有料化を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものでございます。

次の14ページをお開きください。

条文の説明の前に、家庭ごみの有料化導入の経緯と制度の概要について、お話しいたします。

市では現在、ごみ処理に約4億円の税金を投入している中で、今後の量、ごみ焼却施設の老朽化に伴う修繕、埋立処分場の限界など、多額の経費が必要となることが予想され、ごみの減量化が大きな課題となっています。家庭ごみの有料化については、平成18年8月に、黒石市行政改革推進本部において、平成19年度中の実施に向け進めるべきであると決定し、行政改革懇談会においても、有料化すべきであるとの意見でございました。

また、本年5月には、黒石市廃棄物減量等推進審議会が市長の諮問に、良好な生活環境を次世代へ引き継ぎ、環境に対する負荷をできるだけ抑制するために有料化の導入が必要であると答申しています。

このようなことから、これまで一部事務組合との調整や各地区での役員、住民を対象にした意見交換会の開催のほか、出前講座などにおいて、ごみ処理事業の現状や減量化、有料化などについて説明し、出席者から意見や要望も出していただきました。出席者にはおおむね理解をいただいたものと判断しております。

有料化の目的と期待される効果ですが、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革など、循環型社会へ向けて転換していくための施策手段として位置づけるものであり、排出抑制や資源化が進むことで最終処分場の延命にもつながることになります。

有料化の方式は、指定袋とごみ処理券を併用する単純従量制といたしました。有料化の対象となる品目は、可燃、不燃、粗大ごみの3種類で、指定袋の種類は、可燃、不燃ごみともに、容量が45リットルと30リットルの2種類となります。手数料は45リットルが60円、1枚60円、30リットル40円にしようとするものでございます。これはごみ処理経費1キログラム当たり37.17円の約2割となります。これは審議会の答申を踏まえたものでございます。現在使用いただいているごみ袋は、70、40、30、15リットルの4種類となっていますが、使用の際はそれぞれ70円、40円、20円、10円の処理券、これはシールを考

えてますけれども、を購入の上、袋に張って排出していただくこととなります。粗大ごみは、処理券500円を添付して排出していただきますが、現在、月1回指定日にステーションに出していただいているものを毎戸収集することにいたしました。

前段が長くなりましたけれども、それではこれらに伴う条例の一部改正について、説明いたします。

まず、第10条は、有料化に伴い、家庭系の一般廃棄物の処理等に関して、新たに条文を追加することから、第3項を削除し、見出しの一般廃棄物を事業系一般廃棄物に改めるものでございます。

次に、第11条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加えます。

第11条は、家庭系一般廃棄物の処理等について、市の手数料の徴収と金額を。2項では、市民の廃棄物の適正処理について規定しています。

次に、第12条は、手数料の徴収方法を指定ごみ袋、粗大ごみ処理券により徴収すること。第2項は、手数料を減免することができること。

次の第13条は、指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券の取扱所の指定について、市長が指定すること。

第14条は、手数料の徴収を指定店に委託することができることを規定しております。

附則では、この条例の施行期日を平成20年1月1日からとし、経過措置では現在使用している指定ごみ袋は、平成20年6月30日までは処分券を添付して使用できること。また、処分券の金額、徴収を定めています。

別表では、第11条の手数料の金額を可燃、不燃の指定ごみ袋45リットル1枚60円、30リットルを40円、粗大ごみの手数料を500円と定めようとするものでございます。以上でございます。

なお、今後、この条例が可決されれば、来月からまた住民説明会を地区ごとに開催してまいります。そのほか、団体ですとか出前講座でも当然説明の機会設けるわけですが、市民の理解と協力を得ながら進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。1番。

1番（工藤和子） えっとですね、この条例ですけれども、この第11条の2項にあります、

一般廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等に分別し、ここですけれども、この不燃ごみと粗大ごみのこの区別がいまいちはっきりしないわけです。今まで不燃ごみの袋に入れて出しましたけれども、この中にはですね、皆さんも御存じでしょうけれども、この中に、燃やせないごみの中には例えばですよ、スノーダンプとか米びつとか、そういう大きいものが入っているわけです。そういうものも袋に入れなくても持っていくと。しかし、今度は粗大ごみと、袋の中にスノーダンプなんかは入らないわけですよ。そうなれば、結局それが粗大ごみになっていくのか。普通の私も家庭の主婦として、やっぱりダンプの例えばですよ、ダンプのいちいちあそこ切ったりは大変なんですよ。そうなれば、それが粗大ごみにいくのかという、そのこのところもまだはっきりしないし。

それからですね、粗大ごみも一律500円なわけです。例えばですね、粗大ごみの中にもソファーのような大きなものも500円の処分券張ると。また、小さい、小さいって袋に入らない、もうちょっと大きめの粗大ごみそれも500円。ここはやっぱり、よその方を見ますと、粗大ごみ200円で、シールを、例えば何センチ以上大きいのはシールを3枚張るとか、1枚張るとかっていう、そのもう少し細分化しているわけです、その点と。

それからですね、この12条の2項にあります、天災その他特別の理由、その特別の理由っていうのは何であるのか。まず、そこを聞きます。

議長（斎藤直文） 民生部長。

民生部長（工藤誠） まず、不燃ごみ、粗大ごみの区分けが非常に今現在も紛らわしいということでございますが、粗大ごみを定義づけするっていいですか、品目をずっと並べます。そういうことで、不燃ごみとの区分がわかるような周知をしていきたいと、そう思っています。

それから周知ですね、当然、パンフレット、チラシ等出す必要がございますので、その中できちっと品目を出していきたいと思えます。

それから、第12条第2項の件ですが、その他特別の理由の場合、ボランティアですとか、グループや団体がクリーン作戦やる場合、その辺のことを想定してはいますけれども、住民意見交換会ですとかの中でも、あるいは審議会の答申にもあったと思ってましたけれども、やはり低所得者対策、それから介護用の紙おむつの場合等も今現在検討中です。まだそれを減免するとかっていうところまでは至っていませんが、今その作業中だということです。以上でございます。

議長（斎藤直文） 生活環境課長。

生活環境課長（境裕康） 粗大ごみの件ですが、県内で16市町村が有料化を実施いたしております。で、その例を見ますと、料金、手数料の額がですね、300円から1,000円の間で設定されております。市で、いわゆる粗大ごみの1個当たりの平均というのは575円とい

うことになりまして、処理費そのものはですね、1個当たり1,000円前後かかっていますが、県内のそういう平均的な値段、それから現在市で処理している粗大ごみの経費を考えると、500円と設定させていただきました。以上です。

議長（斎藤直文） 1番。

1番（工藤和子） 答弁わかりましたけれども、ちょっとやはり私理解に乏しいのは、その特別の理由の場合ですね、例えば搬入、直接清掃施設組合に搬入している、する場合もあるわけですよ。っていうのは、お葬式とかあれば、皆様方の、亡くなった人の布団とかシーツとか、そういうものは無料でごみのあそこに持って行って焼いてもらってるんですよ。そうです、それが現実です。

私は、今その有料化に向けてっていうことに対しては反対ではないんですけども、もう少し細く、これで市民に、この条例で市民に説明できるのかどうか。後になりますけれども、一般会計の補正予算の中にもこの歳入の部分が入ってきてますんですよ。そうなりますと、当然規則っていうものはもう既につくってるんでしょう。規則つくってるから補正予算の方にも歳入1,399万ですか、入ることになってますけれども、規則もあるんですよ。そういう部分をしっかりと、私も支持者に説明しなければだめなんです、この有料化に対して。ですから、当局がしっかりした、市長がしっかりした意見を持って、こうしますよというものがありますと、私もそれなりに説明できると思うんですけども、もうちょっと具体的にどうするか。検討、検討っていつまで検討するのか。

それからですね、私も主婦ですので、いろんな黒石のスーパーとかをいろいろ値段を調べて歩きました。結構幅はありますけれども、40リッターで30枚、30枚で40リットルの袋が280円前後。っていうことは、1枚8円なんですよ。その1枚8円、それがですね、30枚で市民は、我々は高くても300円を買ってるんですけども、それが10枚で600円、30枚で三六、1,800円ですか。どうですか、こういうところも、例えば製造元と運搬、配送、そういう部分の業者とももう少し価格を落とすようにとかっていう努力も、これは向こうの方でまた言いますけれども、後でも。もっともっこう、要するに市にもっとお金入ってこなきゃだめなように価格をただ上げて、市民の負担を多くするだけでなく、その中のいろんなそのやり方っていうものを考えるべきではないか、どう思いますか。

議長（斎藤直文） 民生部長。

民生部長（工藤誠） お答えいたします。順番が逆になるかもしれませんが。

まず、ただいまの高すぎるのではないかとということだと思います。手数料の金額は、ごみ排出量、ごみの種類、排出抑制に対する排出者の意識、有料化とあわせて行う施策や料金体系の種類などによって異なりますので、料金水準となる具体的な金額については地域差が出てくる

ものだと考えてます。

単価の安い、高いについては、市民の中でもできるだけ安くっていう、これまあ、当然のことだと思えます。設定してほしいと。ある一方では、ある程度600円でも1,000円でもという声もあります。全国、あるいは県内で実施している例で見ますと、処理経費の1割から3割を負担していただいているというのが出てます。設定に当たっては、単純に幾らということだけでなく、処理費用の負担割合を審議会の答申を踏まえて、2割程度の負担ということで設定させていただきました。私のところは以上です。

それから、規則の件でございますが、議会終了と同時に提示できます。今現在、これまでの、先ほど議員御指摘の不燃ごみ、それから資源ごみですね、分別の仕方ですとか、この際一緒に見直ししたいということで、現在、システム構築グループ、それから分別再検討グループ、それから住民対策グループという三つのグループを設置して、一部事務組合、それから行政改革推進室、生活環境課、3者で取り組んでいますので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（斎藤直文） 生活環境課長。

生活環境課長（境裕康） 減免の関係ですが、その他市長が認める場合ということで、今想定しているのは、ボランティア活動、今いろんなボランティア活動、クリーン作戦もそうですが実施されております。それらに対しては手当てをしてあげたい、したいと思っております。以上です。

議長（斎藤直文） 5番。

5番（工藤禎子） 収集の過程でちょっとお聞きしたいんですけども、市がね、把握しているステーションの場所がですね、現状と食い違っていたというのちょっと新聞紙上で見たんですけど、なぜきちんと把握すべきところできていないのかってということで、まず理由をお聞きします。

それから、現在段ボールに入れたごみも一応燃やせるごみとして収集しているわけですが、有料化との関係ではどうなるのか。指定袋というのに徹底するのかどうか。そういうまた特例をつくるのかどうか、それもお聞きします。

それから、資源ごみを除いては私はね、高い有料化考えているようですから個別収集方式、要するに毎戸に、家の前を出してもらって弘前でやってるやつですね。その個別収集方式にしたらどうかというふうに思います。なぜなら、有料化の目的っていうのはごみの減量化とリサイクル推進とか、ごみの処理費用の負担の公平化とか、住民意識の改革・向上とかね、減量化のための費用にも活用するみたいな、そんなような内容ですね。そうすると、最も効果的なのはステーションにかかわるいろんなトラブルもなくなるし、排出者の責任も明確になるし、分

別指導もしやすくなるし、ごみの減量効果も大きいというふうに思うんですけども、今後の検討の中でどうでしょうかというふうに思います。で、實際上、12年の4月から分別収集事業をして7年目になっても進まないわけだから、やっぱりそういう考え方の検討はどうかかっていうことをお聞きいたします。

それから、事業系のごみですよ、それはどうするのかと。今、事業系でも普通の一般ごみとして出していたりしていますけれども、ほかのところは事業系のごみをちょっと高くする。そのためには袋を色分けして、事業者のごみだというふうにわかるように、そうすると袋そのものは高く買ってることになりますから、そういうことなどもね、工夫しているところもあるっていうんですね。だから事業系のごみはどのように考えているのか。

それから、有料化することでスーパーだとかコンビニのですね、ごみ箱に市民のごみが持ち込まれる可能性も考えられる。で、野焼きだとか家庭ごみの焼却、不法投棄も当然考えられるというふうになると、その対策ってというのはどうかかっていうことですね。

それから、金額の問題ですけども、先ほど和子議員も言っていましたけれども、有料化の手数料はやっぱり県内と比べて高いと、要するに処理にかかる2割だということなんですけれども、なぜ16市町村が行っている金額の平均的なものをもってやっぱりやらなかったのかということですね。で、これまで不燃、可燃のごみ袋は大体特売で安いところもありますけども、10円から12円になってます。ビニールの方が、燃やせない方が高いのでね。そうすると、それが60円になるということですから、単純に6倍になる。それで家族3人という形でね、平均で試算しますと、年間ごみ袋代が1,100円前後なんですね、有料化すると6,000円を超えると年間、そういう金額になるわけです。そうすると、処分券くらいの料金がね、大体平均的に、県内平均的な手数料になるんですけども、その辺のですね、理由をもうちょっとお知らせ願いたいと。

それから、ごみ袋の取り扱いをですね、私、基本的に町内会に任せてみてはどうかというふうに思うんですね。で、町内会にそうすると手数料をおろせるようにする。そうすると、やっぱり町内がですね、ステーションの管理もするわけですから、もちろんスーパーなどでも置かなきゃいけないですけども、そうするとね、町内がステーションを管理する。あるいは協力するという形もですね、おのずと出てくるし、財政的な効果もあるというふうに。

それから、粗大ごみの関係です。

で、粗大ごみの関係、今1枚500円って言いました。単純従量制という形でこれに述べているわけですね。そこからいくと、いろんな矛盾がたくさんあることになります。で、先ほど品目もこれから考えて料金を設定すると。ですから、単純に平均して500円にしたっていうのも非常に無責任な話で、先ほども言ったように、ベットもあるし、タンクもあるし、あと小

さいね、スキーから何から小さいものもある。それもやっぱり料金をきちんと品目ごとにですね、提示をしないとこれはやっぱり不親切なやり方であるというふうに思います。だからさっきもいろいろしゃべってるんですけども、まず上程して決めちゃって、それから考えると。やっぱりこれは市民軽視だというふうに思います。

ーたん、これくらいにしますか、まだあるんですけども。

議長（斎藤直文） 民生部長。

民生部長（工藤誠） まず、ただいま申し上げました粗大ごみの件ですが、先ほど課長も説明したわけですが、現在、キログラム当たりですね、これ1個平均20キロと見てるんですが、46円90銭になってます。20キロですので1個あたりにしますと938円かかってます。で、これを県内実施市町村の例を見ますと、200円から2,000円という幅がございます。で、そういうことで大変設定には難しかったわけですが、中間、平均とったら500円ということでしたので、本来938円ほどかかっているんですが、500円というふうな設定を考えました。

それから、不法投棄の件ですが、先般、先輩であるむつ市に調査に行ってきた結果では、むつ市の例は不法投棄はそんなに心配されるほどではなかったと。まあ、あったんだろうと思いますけれども、御存じのとおり不法投棄は法で禁じられ犯罪であること。罰則が科せられることですので、なお一層の周知を図る必要があると考えています。また、警察署、それから不法投棄監視員、減量等推進員の連携をとりながら、監視活動の強化を図ってまいります。特に廃棄物推進員については、実際ステーションの前に立っていただいて、指導をお願いしていくということで、これから研修会を2回ほど予定していますので、それに対応していきたいと思えます。不法投棄の現状を考えますと、管理が行き届いていない場所、そういうところに捨てられる傾向にありますので、ぜひ市民の皆さんには空き地ですとか、町内で清掃したり草刈りしたりすると思えますけれども、その辺を小まめをお願いして、あるいは不法投棄のあった場合、見かけた場合は通報していただければなあと、そういうふうに考えています。

それから、個別収集ですが、確かに不適正な排出の現状ということで、それは図られるのかなということは予想しますが、何せ収集経費と体制、毎戸収集になりますので、それにかかわるコスト、それから時間ですね、それらを考えると、やはり現行どおりで、いましばらく継続するしかないのかなあ、そう考えてます。ただ、検討はさせていただきたいと思えます。私の方からは以上です。

議長（斎藤直文） 生活環境課長。

生活環境課長（境裕康） まず、ステーションの件ですが、現在町内会さんの方をお願いをしてステーションを設置いたしております。一部、その町内会さんの方でステーションの移動、

あるいはまた廃止したものが、その辺のですね、市と町内会の連携プレイ等がまずかったと反省いたしております。現在、うちの方ではステーションの位置・数の確認作業を進めて、終了いたしました。

次に、いわゆる段ボールでもってそのごみを排出してもよろしいかという件ですが、指定袋にごみはすべて入れてもらってですね、出してもらう。段ボールでのそのごみの出し方っていうのはこれは認めません。

それから、事業系のごみです。あくまでも市の責務としては、一般家庭から出るごみは、これは市町村の責務においてやりなさいということですので、あくまでも市で収集・運搬するのは一般家庭から出されたごみ。あと事業系のごみにつきましては、事業者みずからの責任において、直接処理施設の方に搬入するか、あるいは収集・運搬業者がありますので、そちらの方と契約をして処理するということになっております。その事業系のごみにつきましても、できればそのリサイクルということもありますので、事業者に対してそのごみ処理、それからリサイクルの協力を求めていると考えております。

あと世帯当たり、非常に袋の値段が高いということで、その世帯当たりのですね、年間の負担額、月負担額ですが、現在、市で1世帯当たりのですね、平均は約3人です。で、ごみの量から計算しますと、大体月9枚程度のごみ袋使用ということを考えております。で、1枚60円として、これ45リッターでの考え方です。として、月9枚540円、年間にすれば6,480円の負担ということで考えております。

あとはですね、その有料化についてのですね、いろいろ部長の方からも説明ありましたが、まず、何でじゃあ有料化するのかと基本的には、そういうことですが、現在、市では4億円の税金でもってまずは処理いたしております。ごみを4億円の税金でもって処理いたしております。今後また、焼却施設の修繕、現在年間約3,000万から4,000万の修繕費がかかっております。埋立処分地の問題もあります。あと数年の寿命しかありません。新たに設置する、建設するとなれば、また20億から30億の予算がかかる。

今後、ごみ処理経費そのものが増大します。確実にふえます。今、ごみ処理経費の一部を市民の皆さん、排出者の皆様に負担していただければ、いずれごみ処理は困難になると、そういうふうに考えております。ごみを減量化することにより施設の延命、埋立処分地の延命、経費の節減、リサイクルの推進が図られると。また、今大きな環境問題であります地球温暖化、CO₂の削減もできると。じゃあ、どれぐらいの、今現在問題になっている炭酸ガス、二酸化炭素のですね、削減必要かといえますと、100キロの体重を50キロに落とすぐらいのダイエットが必要なんですよ、参考までに。工藤議員は健康体ですから、ダイエットの必要はありません。ただし、今地球はダイエットが必要です。今行動することによってですね、やっぱり

地球を守ることができる、守らなければならない。そういうことを考えての結果でございます。以上です。

議長（斎藤直文） 5番。

5番（工藤禎子） えっとですね、4億ごみ経費かかって税金でやっている。それは人口等もありますので、一部事務組合との計算での金額になるでしょうから。ですから、黒石だけの問題ではないわけですね。それで最初、部長が趣旨説明のときに多額にかけると、減量は必至だと。ですから、減量の方針がまずは優先だと、理解してもらわなければだめだと。今、課長も環境問題云々という形で、ですからそういう点ではすうっといくんです。いくんですが、環境計画にもきちんとごみの問題載せていないという手落ち。ですから、本当に環境問題を考えて政策を組むのであれば、もっと具体的な提案が計画として既に出てこなければいけないということの不十分さ。その認識をもう1回、じゃあ、もう1回お聞きいたしますよ。

それから、あとは實際上、分別マナーの関係でいろいろと町内、地域でトラブルあってるわけでしょう。そうすると、それが有料化になることによって、どういうふうになるのか。持っていけないわけにはいかないってなるものなのか、どんな対応になるのかお聞きいたします。

それから、あと品目別ですね、粗大ごみなんですけれども、やっぱり品目別をも考えているようなので、そうすると、本当に細かくかなりの品目になります。ですから、その辺も含めてね、細かく市民に親切に教えてくれないとだめだというふうに思います。

それで、あと3Rの中のリユースの問題ですよ。これは主に、やっぱり粗大ごみにかかわれるものもあると。要するに再利用できると。再利用というのは、そのままのものをですね、またいろんな形でちょっと手直しするくらいできると。例えば、タンス出たとして、それちょっと修繕すれば、またいろんなイベントで安くできるかもわからない。不法投棄、駅前にならんとあるんだけど、それなんかも粗大ごみとしてきちんとやって修理をして、安く市民に提供できるかもしれないという形ではね、非常に粗大ごみの中にリユースの部分がたくさんあるというふうに思いますから、やっぱりそんなシステムも方針の中で提案していただきたいというふうに思います。

それから、あと不法投棄、これもほとんどが粗大ごみなわけですから、これからはね、山林のみならず河川敷だとか、あるいは町中のっていいですかね、住宅地の中でも空き地なのがあればね、で、結構草が生えているような状態にあれば捨てるという可能性も十分考えられると。ですから、ないだろうとかどうとかということじゃなくて、あった場合の対策を小まめに考えなければだめだ。もちろん所有者との対応もあるけれども、私はね、その生活環境課だけでなく、農林だとか消防関係だとか、あるいは農協でもね、不法投棄の何かそういう委員会っていうか、部門っていうか、何かそういう対策のところあるみたいですから。

議長（斎藤直文） 工藤禎子議員に申し上げます。

質疑は簡潔にお願いいたします。

5番（工藤禎子） 連結をした組織づくりなんかも考えていただきたいというふうに思います。

それと、さっき学区とか団体ごとにまた説明をするというふうなことです。じゃなくて、町内ごとにやっていただきたいというふうに思います。なぜなら、これまで10カ所やったところで269人の出席しかない。うち10人以下っていうのが4会場もあったわけです。ですから、そういう関係で細かく要求を聞くには町内ごとへの説明会。これに汗を流していただきたいということの私、要望をいたします。

それからお聞きしたいのは、この間10カ所やった中の説明会にその9名のね、廃棄物減量等推進審議会の方が、委員の方が何人ぐらい出て、市廃棄物減量等推進員や市の不法投棄監視員なんかもね、何人ぐらい出たものでしょうか、それをお聞きします。

それから、答申を審議会が出したわけですから、審議会の人たちが職員と一緒に、これから何回も会議開いて煮詰めていく。計画書、方針づくりにも参画していく、参画させる。そんなやっぱり取り組みを今後考えるべきだと思いますけれども、お聞きします。

議長（斎藤直文） 民生部長。

民生部長（工藤誠） ただいまの審議会の活用といいますか、の方々にもぜひ協力していただくと。当然、実施後の評価ですとか点検作業もごさいますし、推進員、不法投棄監視員の力がなくては市民の方々への周知は難しいと思いますので、ぜひそういう形で連携とりたいと思います。

それから、環境基本計画に記述がないということでしたけれども、具体的に有料化をいつから実施すべきだという記述はございませんが、ごみの減量化については記述があります。で、その平成12年からいろんな施策をしてきているわけですが、それでもなおかつ、横ばい状態にあるという状況から、やはり今回、再三申し上げますけれども、減量化の目的の一つに有料化があるということですので、決してその段階を踏んでいないってということではないというふうに考えています。

それから、分別収集ですけれども、今回新たに、その拠点を設定することにいたしました。現在、月2回曜日指定して収集しているんですが、今のところ数多くしたいんですが、いろいろ経費もかかりますので、各地区公民館に1カ所ずつ拠点となる施設を整備して、いつでもその分別したものを出せるように考えていきたいと思っています。

それから、説明会ですが、基本的には一応地区で考えています。当然、そのほかにも団体、それから町内からも要望があると思いますので対応したいと思います。私からは以上です。

議長（斎藤直文） 生活環境課長。

生活環境課長（境裕康） 3Rの話がありました。今現在、国の方でも3Rの推進を図れということで取り組んでおります。で、数年前までは国の廃棄物の処理の考え方っていうのは、いかに適正にごみを処理するかというのが大きな環境課題でした。今は違います。現在は、いかにごみを減らすかと、そういうふうに環境問題の考え方も変わってきてます。で、その中で3R、いわゆるまずごみそのものを減らしましょう。要は詰めかえのものを選ぶとかですね、ごみまずそのものを減らすこと。それから、徹底的にもものを使い切ること。それから、もう使えなくなったものについてはリサイクルしましょうよということで、工藤俊広議員とか大溝議員から生ごみ堆肥化の問題、それからリサイクルのネットワーク、いろんな御意見をいただきました。

あくまでも有料化というのは、今、部長も説明ありましたように、減量化のための一つの政策です。それが特効薬ではありません、それがすべてではない。有料化を実施しながら、減量化の施策を進めていく。これが循環型社会へ向けての市の取り組みだと考えております。以上です。

議長（斎藤直文） 10番。

10番（山田鉦一） 4億円もかかると、それで市民にも周知したら余り反対はないということで、私もそれは将来的にっていうか今必要だと思います。ただ、1月1日から施行ですので、これからまた市民に教えると。そういう中で、もしまたそういう不便な点とかね、これからもっとこういうふうにしたらいいのになあと思うのであれば、また12月議会もありますので、またそのときに市民から出たよい案があれば、その方に直していけばいいのではないかと私は思うわけですがけれども、その辺をいろいろ言ってるわけですがけれども、まだちょっと先なので完全なものはまだできていないのではないかなと私は思うけれども、それなりにもし市民からいい考えが出たら直していけばいいのかなと私は思いますけれども、その辺の考えだけお願いします。

議長（斎藤直文） 民生部長。

民生部長（工藤誠） 先ほど来申し上げてますが、この後、地区住民説明会を行います。そのほか団体等にも出かける出前講座もあります。で、そこで市民から出された意見、要望、提案、やっぱりこれは今回の導入制度に活用していくべきだと考えています。そういう意味でも説明会の機会を大事にしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。簡潔にお願いいたします。

5番（工藤禎子） 議案第93号に反対するものであります。

市の計画や削減目標ですね、何回も言ってますけれども、その3Rも含めた目標、市民にお

願いするだけじゃなくて、市が目標をきちんと持つというようなものもないままで有料化を提案するというのはおかしいと。そういう意味ではですね、有料化賛成とか反対の以前の問題で、きちんとした内容で上程すべきであるし、議員として市民に責任を持ってないということが反対の一つ理由です。

それから、有料化しなくてもごみの減量っていうのはできると。例えば、ごみ非常事態宣言とかね、そういう状態にして、分別と資源化を呼びかけるという形でね、2年間で名古屋市なんかでは23万トン減らしたとか、横浜市でも32.4%ごみを減らしたとか、これ有料化してないんですよ。で、やっぱりね、そういう形で有料化したとした自治体でもですね、数年間はごみは減るかもしれないけれども、長続きはしないような気がする。で、有料化前より実際ふえている自治体もあるという現状を見ればですね、やっぱり有料化ありきではなくて、分別、リサイクルを徹底するというのをやって、それができなかったから例えば有料化をとかね、まずそういうね、取り組みが見えてこないというので反対をします。

それから、ちょっと要望なんですけれども、町内会ごとに私説明会と言いましたが、なかなかそれが難しいようなので、とすると、町内会長とかの協力も得て、なるべく人数が集まれるように努力もしながら、協力を得るところは、市民の理解と協力なければ進まない問題ですから、そういうことをつけ加えまして反対とします。

議長（斎藤直文） 3番。

3番（大溝雅昭） 私は、議案第93号 黒石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定案に賛成するものであります。

私の一般質問でも取り上げましたが、環境問題は地球の重要課題であり、ごみの処理にコストがかかるということは、市民ももう十分認識していると感じております。ごみの減量についても、一般質問でも生ごみ、粗大ごみの問題について、幾つか提案させていただきました。金額の問題についてはまだいろいろ意見があるとしてもですね、この議場でも有料化そのものについては、おおむね賛成の意見だと感じております。ただ、実施に向けての心配、やはり市民のモラルとか、そういうまだわからない問題もありますので、そういうところについてきちんと、あと特別なケースも出てくると思われまますので、その辺についてはきちんと対応していただきたい。そして結果的に市民生活にプラスになるものにしていただく、またその願いをしながら、この議案に賛成したいと思います。

環境政策については、逆に工藤議員から遅いのではないかという意見もありましたので、これを契機にこれと一緒にですね、黒石の環境問題について、ますます取り組んでいていただきたいとお願いいたして、賛成の討論といたします。以上です。

議長（斎藤直文） 1番。

1 番（工藤和子） 私、一人会派、要するに保守系の野党として私一人です。先ほど禎子議員がおっしゃいましたけれども、工藤禎子議員は共産党の工藤禎子議員であり、私、前におっしゃったように保守系の野党として、私この議案第93号には反対いたします。

先ほどの質疑の中でいろいろ御答弁いただきました。行政もまだはっきり、しっかりした線を決めてないときに、この条例は今早いんではないか。もう少し直すべきところもあるんじゃないかということで、私はこの条例に反対いたします。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第26 議案第94号 青森県中弘南黒地方視聴覚教育協議会の廃止についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第27 議案第95号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

市長(鳴海広道) 議案第95号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてで
あります。人権擁護委員として、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を推薦し
たいので、市議会の意見を求めるものであります。

住所 黒石市大字温湯字鶴泉41番地

氏名 盛 ヌリイ

生年月日 昭和19年3月20日

略歴は別記のとおりであります。

降壇

議長(斎藤直文) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いた
します。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

議長(斎藤直文) 日程第28 議案第96号 平成19年度黒石市一般会計補正予算(第3
号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番(工藤禎子) 21ページですね、社会福祉費の総務費でお聞きいたしますけれども、民生委員や児童委員の定数と配置基準の見直しがされようとして、県からも通達来ているようですけれども、黒石はどのようになるのか、お知らせ願いたいと思います。

それから、ごみですね、歳出じゃなくて歳入の方で聞いた方がいいね。9ページの手数料のところなんですけれども、これは1月から3月の分を計上したんだと思いますけれども、中途じゃなくて1年間見ると、収入とそのごみ処理の関係でかかる支出、減量対策も含めて、それをお知らせ願いたいと思います。

それから、30ページの3目指導費のところなんですけれども、私、前にも取り上げました特別支援教育支援員の配置なんですけれども、県全体のちょっとデータがありまして、19年度特別支援教育の支援員を配置しなかった自治体っていうのは、10市の中で黒石と五所川原になっています。町村もまだありますけれども、その点ですね、ちょっと展望というか、これから今後どう考えているのかお聞きしたいというふうに思います。

それから、ちょっとね、項目がないので申しわけないんですけれども、先般、舟券売り場ですね、NPOの方が昨日ちょっとお見えになっていたみたいですので、何かもう時期にいろんな結論が出るような話でしたから、もし、お答え願えればよろしくお願いたします。

議長(斎藤直文) 福祉部長。

福祉部長(山田良一) 民生委員の改正についてであります、87人から82人ということで、5人減になる予定になっています。以上でございます。

議長(斎藤直文) 民生部長。

民生部長(工藤誠) 手数料の関係でございますが、年間ではということでございます。年間のあくまでも概算なんです、見積もりは歳入で約6,590万円。で、歳出では当然でございますが、指定袋、あるいはシールの製造代、それから手数料徴収の委託料、それから粗大ごみ収集業務、そのほかには減量化を進めるための施策にということで、約3,520万円ほど

になるのかなという見方をしています。以上でございます。

議長（斎藤直文） 1番。

1番（工藤和子） 9ページですね、今のごみの手数料、歳入1,339万9,000円と歳出、ここの細かい内訳をお願いいたします。根拠ですね、歳出の方特に。

議長（斎藤直文） 民生部長。

民生部長（工藤誠） 内訳、細かいところということでございます。

まず、歳入の方ですが、内訳としては、45リットル袋の販売手数料ですね、これが21万3,900枚を見えています。で、その65%、いわゆる45リットルの袋全部使うわけありませんので、これは他市の例を見て65%見ました。そうしますと、13万9,035枚になります。に、1枚60円掛けた834万2,100円。同じ方法で30リットルの袋が479万1,360円。これは1月から3月までの期間で見積もりしていますので、年間を通して月の平均から見ますと、この時期ごみの排出量が下がっていますので、そういう計算になります。それから、粗大ごみのシール、処理券ですが、これの制作費に26万5,000円。主なものは以上でございます。

それから、歳出、役務費の中でですね、手数料に260万4,000円ほど見てますけども、今回の有料化に伴って、ステーションにきちんとした案内看板を設置したいということで見えます。一律全部やれるということで予算組めなくて、120カ所ほど老朽化したものもありますので、それをやりたいと思ってます。

順番逆になりますけれども、需用費の主なものは、今回の有料化を市民の皆様方にお知らせする、周知するための紙代ですとか含まれます。

それから、13節の委託料ですが、指定ごみの製造、あるいは配送業務の委託に569万4,918円ほど見えています。

それから、家庭ごみ処理手数料の徴収事務の委託料、これは45リットルの場合、30リットルの場合、それぞれ1割を見てですね、先ほどの枚数掛けて131万3,400円ほど。

それから、粗大ごみを毎戸収集にすることになりましたので、その業務の委託に17万3,250円ほど、委託料合わせて720万9,000円ほどになってます。

それから、15節の工事請負費ですが、先ほどちょっと触れましたけれども、分別収集用にならざるごみを出せるように、拠点の施設をつくりたいということで12カ所、1カ所5万円見て63万ほど見てます。以上です。

議長（斎藤直文） 7番。

7番（北山一衛） 32ページ、33ページ、教育費に関して質問したいと思います。

まず、33ページ以降の10款社会教育費に関しまして、2目公民館費、指定管理者制度を

導入して削減されております。そしてその次、5目文化会館もやはりこれは財政的な面もありまして、今、休館の方向に動いているということになっておる中で、その前の4項の幼稚園費でありますけれども、以前、幼稚園の問題も一時議会の中でいろんな意見がございました。やはり廃止の方向に向かったんですが、やはり守る会の方から何とか継続してほしいという意見がございました。今、この同じ教育費の中で公民館が廃止されようとしております。

この中でですね、こういう状況の中で、財政が苦しいから早く削減するという中でですね、この幼稚園がこのまま存続していいのかっていうのが、私ちょっと疑問に思っております。というのは、幼稚園は今、黒石には他に2カ所ございまして、東雲幼稚園、そしてテレジア幼稚園でございます。その中で、一生懸命運営するのが大変だと思います。その中で、この黒石市で幼稚園を運営して、市から今6,000万以上のお金を出して運営しております。これが果たしていいのかっていう私疑問を抱いております。

ですから、やはりこの黒石市が苦しいのであれば、これも削減するべきだと、幼稚園の運営の仕方を考えていくべきだと私は思っております。教育委員会といたしまして、幼稚園をどう考えているのか。私、今後の方針を伺いたいと思います。

議長（斎藤直文） 教育部長。

教育部長（工藤忠） 黒石幼稚園の民間移譲については、以前も何人かの議員にお答えしておりますが、黒石幼稚園の民間移譲については、行政改革の集中改革プランの中で、平成17年度から平成21年度までの5年間の取り組み目標の中で検討課題とされております。委員会でも民営化の方向性は堅持しつつも、市の幼児教育のあり方や入園児数、通園区域の変化など考慮しながら検討してまいりたいと、こう考えております。以上でございます。

議長（斎藤直文） 1番。

1番（工藤和子） 先ほどのごみの方の歳出の方の、この指定ごみ袋等処理手数料徴収事務134万ですけれども、これ取扱店、小売りの業者に払うお金ですよ。ここで聞きたいのは、1枚60円だから1割、そうすれば6円ですけれども、例えば、ある店が1,000枚じゃあここに置きますよと、そのとき1,000枚をその業者が、小売店が事前を買うんですか。1,000掛ける60で6万円分買って、その後行政から何枚売れましたから、おたくの方には1割だから、6掛けるその枚数で、そういうふうに行くのか。

そうなりますと、本当に大変、何カ所が取扱店になるかわかんないけども、毎月在庫と枚数を全部やらなきゃ、歩き回らなきゃ、計算しなきゃだめなんですよ。どういう形でいくんだか、その辺、私本当に主婦ですけれども、この件について結構勉強になりました。お願いします。

買い取りみたいな形になるんですか。

議長（斎藤直文） 生活環境課長。

生活環境課長（境裕康） まず、指定店、販売店が100枚を仕入れたと。で、そのうち例えば50枚売れましたと。そうすれば、その50枚掛ける手数料分を市に納入していただくという考え方です。当然、その仕入れた数、在庫、その辺の確認作業、その販売店を疑うわけではありませんが、そういう作業も当然市としてやっていかなきゃならないということです。

議長（斎藤直文） 5番。

5番（工藤禎子） 9ページの今のごみの手数料なんですけれども、先ほど1年間で見るとお聞きしましたら、6,500万引く支出が3,500万ですから、約3,000万円ほどそこから浮くわけですよ、何ていうんですか。ですから、それを見るとですね、要するに、つまり手数料を下げれる、もうちょっと下げれる条件があるのではないかというふうに思えるんですけれども、ちょっとお聞きをいたします。

それから、21ページでお聞きした民生委員なんですけれども、5人今削減をすると、民生委員・児童委員ですね、心配の声だとか、いろんな苦情だとか、そういうのっていうのは寄せられていないのかどうか、お聞きをいたします。

それから、先ほど指導費のところ特別支援のところお答えがなかったわけなんですけれども、7月3日の東奥日報にも県内配置進まずみたいな形で記事ありましたので、そういう意味でね、やっぱり親御さんにしてみれば、軽度の障害を持っている子供さんに一定度のちょっと手厚い指導をしてもらいたいという気持ちはありますので、その辺お願いしたいと思います。

それから、34ページ、文化会館の運営費なんですけれども、のところで、図書館の関係でね、私運営委員会みたいなものをつくるべきってというような話もしたんですが、スポカルとの話し合いとか利用者の話し合いとか、あるいは単純に、施設的にスポカルに持っていけるのかどうかってということなども含めて、今後どんなスケジュールがあってるのか、わかっているのがあればお知らせ願いたいと思います。

議長（斎藤直文） 生活環境課長。

生活環境課長（境裕康） 歳入歳出のですね、そのバランスの問題ですが、まず、有料化の目的というのは当然減量化にあるわけです。当然、市民に負担をしていただくものについては、当然減量化のための政策に当然これ充てなければなりません、それが目的です。

それとあと、財政負担の軽減ということもあります。財政事情もあります。よって、分担金の一部をその費用から負担するということです。以上です。

議長（斎藤直文） 福祉部長。

福祉部長（山田良一） 今のところ、特別大変だという声は届いておりません。以上でございます。

議長（斎藤直文） 教育部長。

教育部長（工藤忠） 先ほどの支援員について、御答弁申し上げます。

ことしの5月から、六郷小学校に必要な子供がおりますので1名配置しております。また、今回の補正でお願いしておりますが、浅瀬石小学校の1年生にも脊髄障害により排便・排尿が自己管理ができない子供がおりますので、議決された後、10月からまた1名浅瀬石小の方に配置する予定になってございます。以上でございます。

議長（斎藤直文） 総務部長。

総務部長（村上豊継） 市民文化会館の図書室のことだと思っておりますが、24日の日に図書室の協力団体であります、3団体あるそうです。それらの人たちが職員と一緒にスポカルを見に行くということでも考えてました。以上です。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。1番。

1番（工藤和子） 私は、この議案第96号に反対するものであります。

議案第93号にも私反対いたしましたので、その関連としまして、当然この19年度黒石市一般会計補正予算に反対するものであります。以上です。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第29 議案第97号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第30 議案第98号 平成19年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第31 議案第99号 平成19年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第32 議案第100号 平成19年度黒石市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第33 議案第101号 平成19年度黒石市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第34 議案第102号 平成19年度黒石市簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第35 議案第103号 平成19年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第36 議案第104号 平成19年度黒石市土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第37 議案第105号 平成19年度黒石市上十川財産区会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第38 議案第106号 平成19年度黒石市追子野木財産区会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第39 議案第107号 黒石地区清掃施設組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成19年第3回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年9月21日

黒石市議会議長 斎藤直文

黒石市議会議員 大溝雅昭

黒石市議会議員 工藤賢治